

令和2年度

第1回 中津川市国民健康保険運営協議会

日 時 令和2年6月25日(木) 午後3時から
場 所 中津川市健康福祉会館4階多目的ホール

1. 開会
2. 委嘱書の交付
3. 市長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 令和2年度国民健康保険料率の諮問について
6. 議 題

議第1号	令和2年度国民健康保険料の料率（案）について	資料1
議第2号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について	資料2
7. その他 保険者努力支援制度（保健事業）について 資料3
8. 閉会

議第 1 号 令和 2 年度国民健康保険料の料率（案）について

国民健康保険の保険料率（案）について

令和 2 年度国民健康保険料の料率について、中津川市長から意見を求められたので、中津川市国民健康保険条例施行規則（平成 27 年中津川市規則第 53 号）第 2 条第 2 号の規定により、審議するものとする。

令和 2 年 6 月 2 5 日提出

中津川市国民健康保険運営協議会長

【料率案】

基礎賦課額の所得割	6. 6 4 %
基礎賦課額の均等割額（一人当り）	2 8, 5 0 0 円
基礎賦課額の平等割額（一世帯当り）	1 9, 4 0 0 円
後期高齢者医療支援金等賦課額の所得割	2. 4 0 %
後期高齢者医療支援金等賦課額の均等割額（一人当り）	9, 9 0 0 円
後期高齢者医療支援金等賦課額の平等割額（一世帯当り）	7, 0 0 0 円
介護納付金賦課額の所得割	1. 9 5 %
介護納付金賦課額の均等割額（一人当り）	1 1, 0 0 0 円
介護納付金賦課額の平等割額（一世帯当り）	5, 7 0 0 円

資料 1

国民健康保険の保険料率（案）について

1. 令和2年度の国民健康保険料について

◆ 経緯

- ・国民健康保険の財政運営は、制度改革により平成30年度から県が責任主体となり国保運営の中心的役割を担っています。保険給付に必要な費用は、県が各市町村へ交付、その財源として各市町村から国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という）を徴収しています。各市町村は県への納付金及び保健事業など国保運営に必要な費用を保険料として決定します。

◆ 現状と課題

- ・人口の減少、後期高齢者医療への移行、就業構造の変化等被保険者の高齢化とともに減少が今後も続くことが見込まれます。
- ・医療の高度化や被保険者の高齢化により一人当たり保険給付費は年々増加しています。
- ・平成30年度の国保制度改革により、県に納付する納付金や保健事業に係る経費等から収支を見込んだ保険料を算定します。納付金の増減を考慮しながら、保険料の負担軽減を図る等、安定的に国民健康保険制度を運営すること、健康づくり事業の推進等により保険給付費を抑制することが課題となっています。
- ・令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い様々な影響が発生しています。このことにより一定程度の収入減少が見込まれる世帯については、保険料の減免や納付猶予を、また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金の支給を行なえるよう条例の整備を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響は、令和3年以降も継続することが懸念されることから、国の動向等にも注視しながら適正な国保運営に努めてまいります。

◆ 方針（令和2年度の保険料）

- ・保険料に極端な増減が生じないよう適正に制度運営を行うとともに、収納率向上・医療費適正化等財政の安定運営・健全化に向けた取り組みを一層強化します。
- ・令和2年度の納付金を基準として、マイナス調整するもの（交付金、繰入金、繰越金などを差し引き、プラス調整するもの（保健事業費、出産育児一時金、直診費用などを加算し、収納率を考慮して保険料の必要額を算定します。
- ・賦課割合は、賦課総額に対して、所得割50%、均等割35%、平等割15%とします。

◆ 国保財政健全化に向けた取り組み

- ・保険料収納率の向上（収入の確保）
債権管理課と連携した滞納整理実施、コンビニ納付取扱実施、催告・納付相談の実施、短期証交付等

・医療費の適正化（支出の抑制）

レセプト点検の実施、療養費支給の適正化、適正受診の啓発、医療費通知の送付、ジェネリック医薬品の促進等

・保健事業の実施（支出の抑制）

特定健診・保健指導による疾病の発症・重症化予防、糖尿病等の重症化予防、保険者努力支援制度の取組推進等

（１）令和２年度保険料率

保険料率は、県全体の医療給付費等の見込みなどから県が決定した市町村ごとの納付金をもとに決定します。市では、この納付金を含めた国民健康保険事業に係る費用を賄うために、必要な保険料を賦課・徴収します。今年度の納付金は、1,711,887,359円 で前年度に比べ253,082,839円（約13%）減少し、令和２年度の保険料必要額は前年度から約5,000万円減少しています。しかし、保険料の賦課標準となる所得が大幅に減少し、所得割額の増額要因となっています。（影響額：3,206円／人、3,425円／世帯）

これらを考慮して保険料率を算定し、令和２年度保険料率は、次のとおりとします。

区分	令和２年度		令和元年度	
医療給付費分	所得割 6.64% 均等割 28,500円 平等割 19,400円	限度額 630,000円	所得割 6.78% 均等割 29,800円 平等割 21,200円	限度額 610,000円
後期高齢者支援金等分	所得割 2.40% 均等割 9,900円 平等割 7,000円	限度額 190,000円	所得割 2.27% 均等割 9,800円 平等割 7,100円	限度額 190,000円
介護納付金分	所得割 1.95% 均等割 11,000円 平等割 5,700円	限度額 170,000円	所得割 1.75% 均等割 11,000円 平等割 5,700円	限度額 160,000円
合計	所得割 10.99% 均等割 49,400円 平等割 32,100円	一人当たり 99,815円 (1,194円減) 一世帯当たり 156,012円 (3,754円減)	所得割 10.77% 均等割 50,600円 平等割 34,300円	一人当たり 101,009円 一世帯当たり 159,766円

（２）保険料率の算定方法

1) 県が決定した事業費納付金のほか、国民健康保険事業に係る費用（保健事業費、出産育児一時金、直診費用など）の支出見込額から現年保険料を除いた交付金、繰入金、繰越金等の収入見込額を差し引いた額が保険料の必要額となります。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{支出見込額} & & \text{収入見込額} & & \text{保険料の必要額} \\
 7,283,244,000 \text{円} & - & 5,919,397,000 \text{円} & = & 1,363,847,000 \text{円}
 \end{array}$$

2) 必要額を確保するため、収納率を見込んだ額を保険料の賦課額とします。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{保険料の必要額} & & \text{収納見込率} & & \text{保険料の賦課額} \\
 1,363,847,000 \text{円} & \div & 92.5\% & \div & \underline{1,474,430,000 \text{円}}
 \end{array}$$

(3) 令和2年度の保険料率算定

(単位：円)

歳入の状況	30年度決算額	元年度決算額	2年度予算額
国民健康保険料	1,483,498,494	1,524,150,721	※ (滞納繰越分) 71,365,000
手数料	766,259	764,332	800,000
国庫支出金	0	1,633,000	2,328,000
療養給付費交付金	33,198,328	0	1,000
県支出金	4,848,055,000	4,768,726,774	5,315,419,000
財産収入	78,200	434,765	434,000
繰入金	537,898,246	541,175,430	515,092,000
繰越金	500,562,478	655,611,612	5,527,000
諸収入	25,987,182	13,754,168	8,431,000
歳入合計	7,430,044,187	7,506,250,802	5,919,397,000

歳出の状況	30年度決算額	元年度決算額	2年度予算額
総務費	207,177,732	213,256,838	162,686,000
保険給付費	4,685,472,108	4,616,355,518	5,263,300,000
県事業費納付金	1,805,090,990	1,964,970,198	1,711,891,000
保健事業費	61,230,745	69,604,682	110,405,000
諸支出	15,461,000	24,874,530	29,962,000
予備費	0	0	5,000,000
歳出合計	6,774,432,575	6,889,061,766	7,283,244,000

【令和2年度予算額】

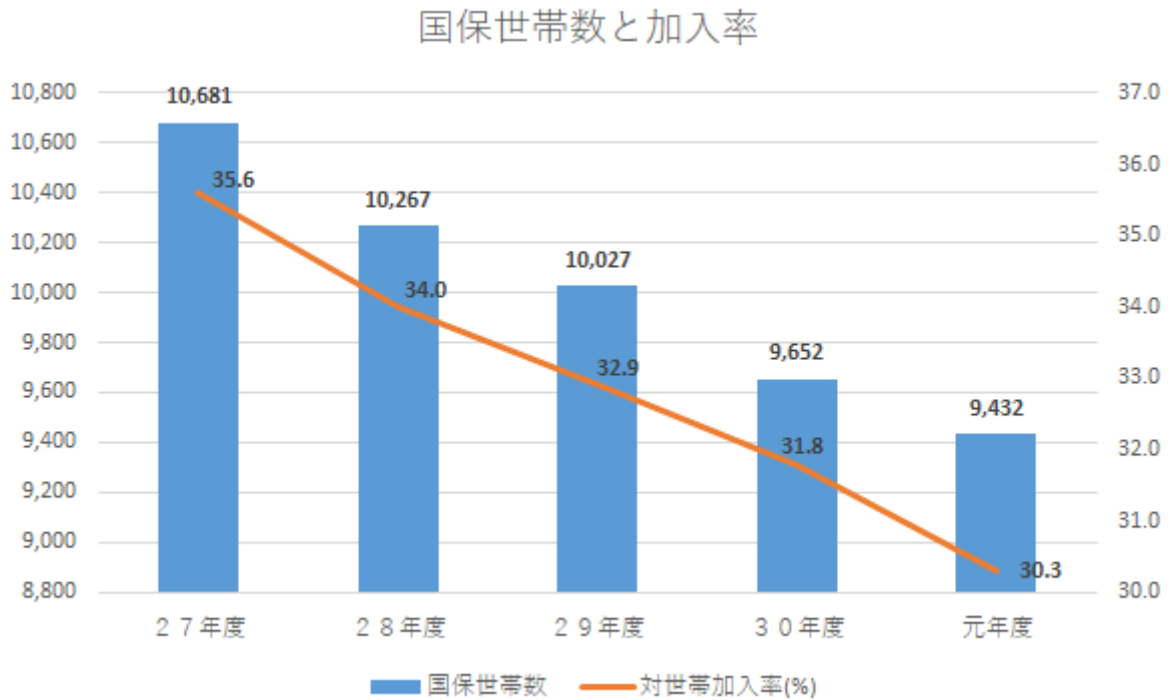
	(歳入)	(歳出)	
歳入歳出差引額	5,919,397,000	7,283,244,000	▲ 1,363,847,000

(保険料の必要額)

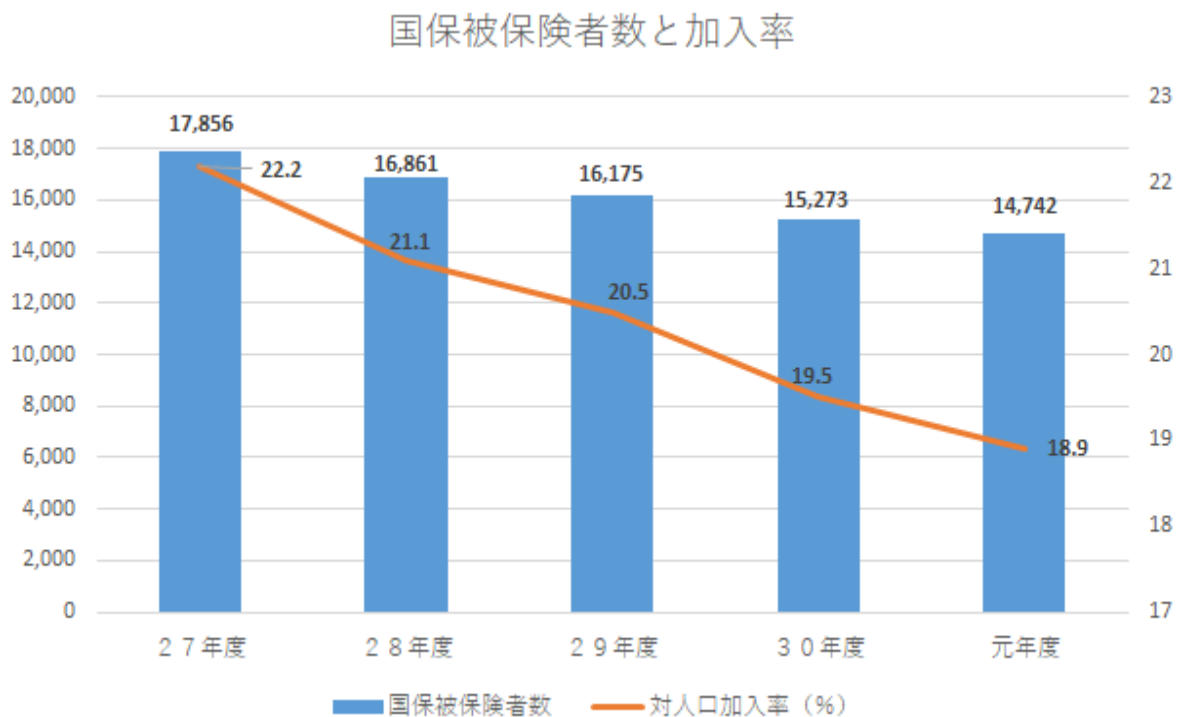
参 考

2. 国民健康保険被保険者の状況

(1) 世帯数と加入率の推移

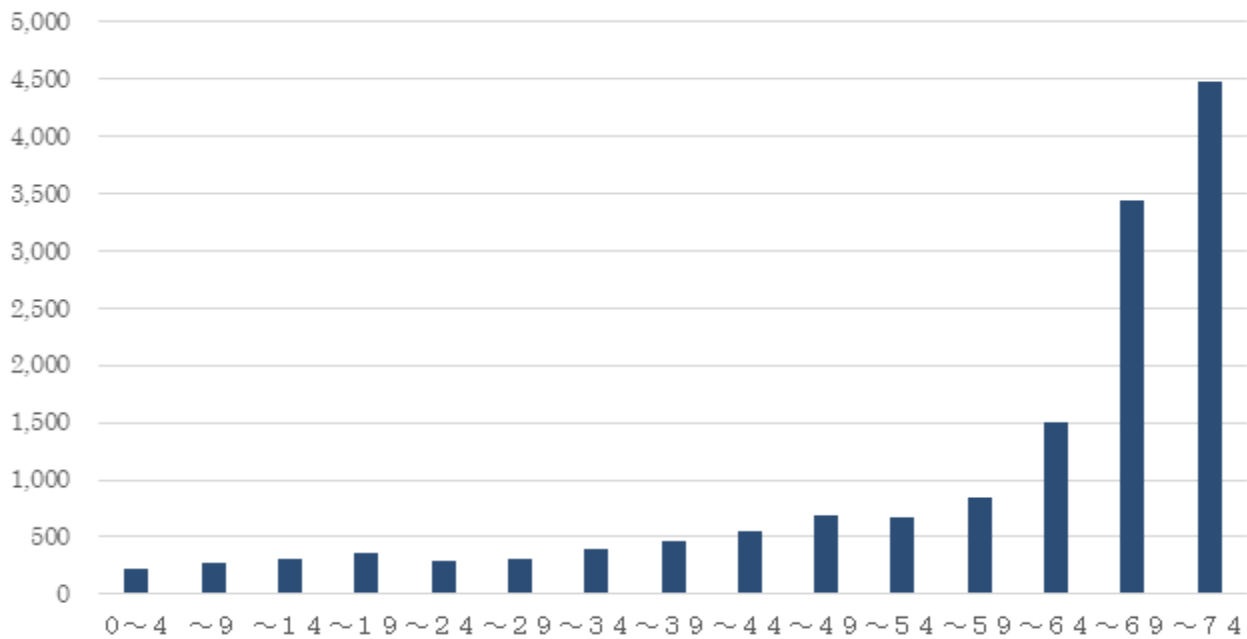


(2) 被保険者数と加入率の推移



(3) 年齢階層別被保険者

令和2年4月1日現在

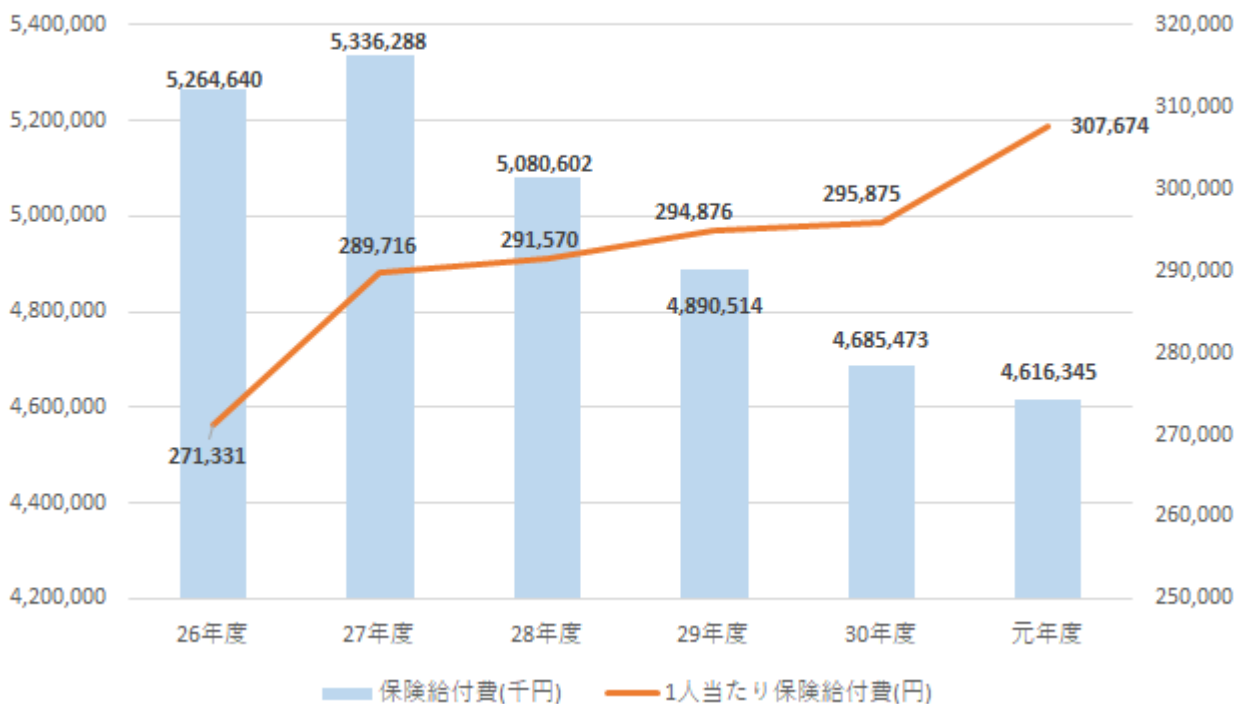


3. 保険給付費の推移

(1) 保険給付費総額の推移

(保険給付費 ÷ 年間平均被保険者数)

保険給付費の推移

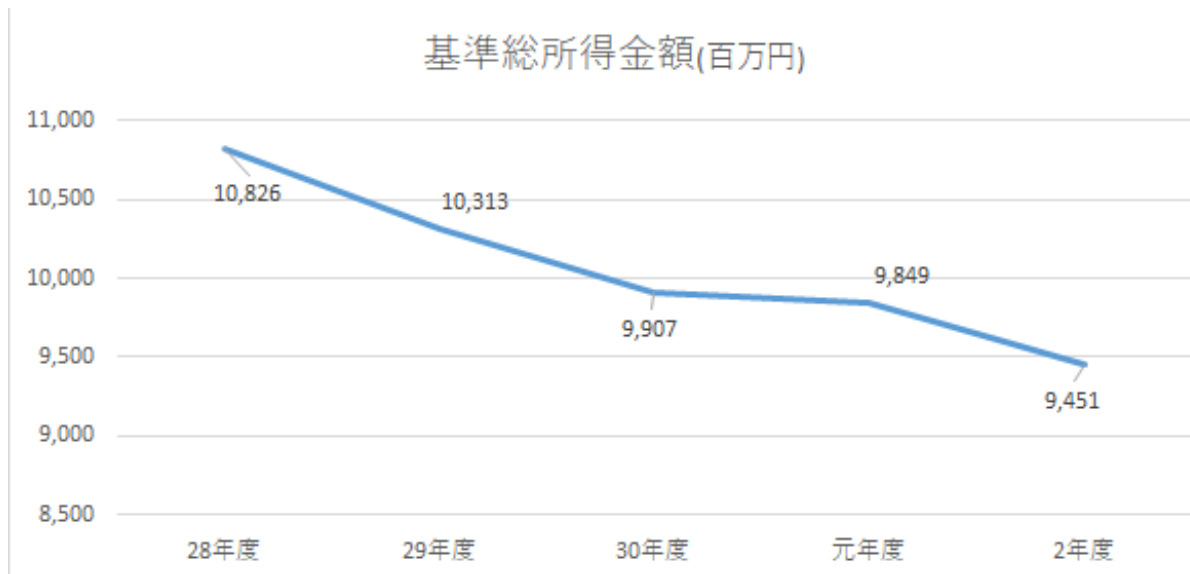


4. 保険料について

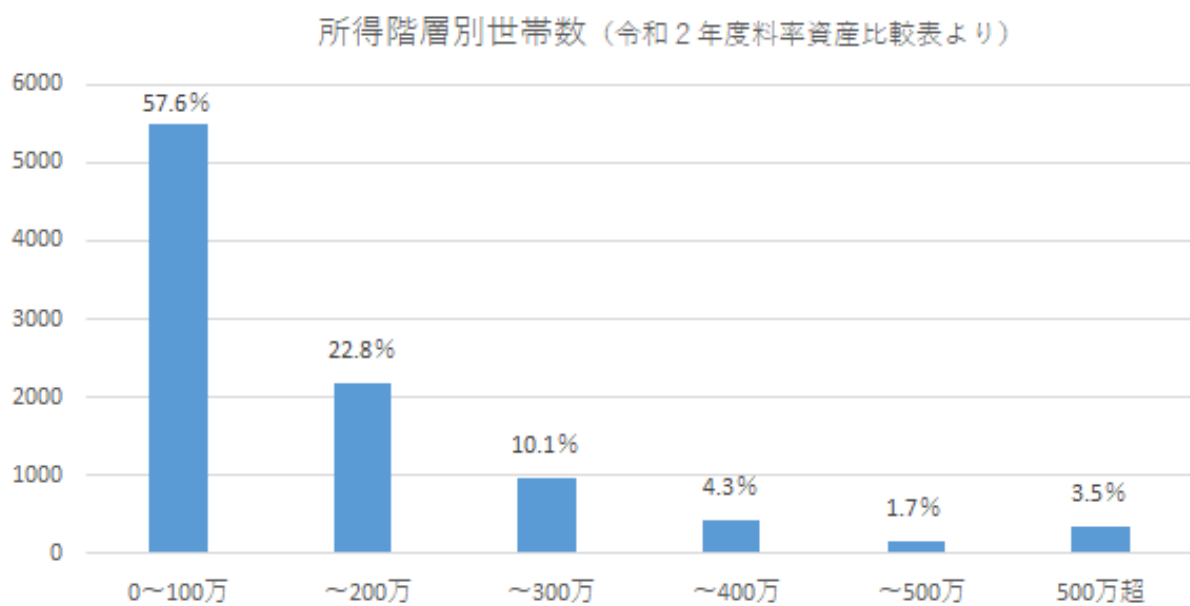
(1) 収納率の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
現年分(%)	93.25	92.95	92.89	93.15	93.75
滞納繰越分(%)	12.84	13.68	14.46	15.45	18.41

(2) 基準総所得金額の推移



(3) 所得階層別国保加入世帯数



(4) 保険料率の推移

<医療分>

本算定時 (4/1 現在有資格者のみ 2年度は試算)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総世帯数	10,751 世帯	10,331 世帯	10,109 世帯	9,725 世帯	9,545 世帯
被保険者数	17,949 人	16,945 人	16,278 人	15,382 人	14,919 人
基準総所得金額	10,826,703,094 円	10,313,498,797 円	9,906,544,863 円	9,849,673,0553 円	9,451,777,989 円
固定資産税額	497,726,907 円	481,869,859 円	0 円	0 円	0 円
所得割率	6.93%	7.39%	6.47%	6.78%	6.64%
資産割率	39.04%	34.85%	0.00%	0.00%	0.00%
均等割額	29,500 円	29,500 円	27,400 円	29,800 円	28,500 円
平等割額	28,600 円	26,000 円	19,700 円	21,200 円	19,400 円
賦課保険料	1,453,235,700 円	1,386,134,200 円	1,061,327,800 円	1,079,567,500 円	1,014,478,700 円

<後期支援分>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総世帯数	10,751 世帯	10,331 世帯	10,109 世帯	9,725 世帯	9,545 世帯
被保険者数	17,949 人	16,945 人	16,278 人	15,382 人	14,919 人
基準総所得金額	10,826,703,094 円	10,313,498,797 円	9,906,544,863 円	9,849,673,055 円	9,451,777,989 円
固定資産税額	497,726,907 円	481,869,859 円	0 円	0 円	0 円
所得割率	1.38%	1.44%	2.27%	2.27%	2.40%
資産割率	7.63%	6.78%	0.00%	0.00%	0.00%
均等割額	5,700 円	5,700 円	9,600 円	9,800 円	9,900 円
平等割額	5,300 円	5,000 円	6,900 円	7,100 円	7,000 円
賦課保険料	295,062,500 円	280,226,000 円	369,820,600 円	357,290,300 円	357,119,000 円

<介護分>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総世帯数	4,617 世帯	4,241 世帯	4,030 世帯	3,733 世帯	3,575 世帯
被保険者数	5,738 人	5,191 人	4,880 人	4,506 人	4,259 人
基準総所得金額	4,905,939,534 円	44,426,014,413 円	4,114,719,477 円	4,115,610,653 円	3,812,637,845 円
固定資産税額	159,776,258 円	145,865,258 円	0 円	0 円	0 円
所得割率	1.90%	1.89%	1.54%	1.75%	1.95%
資産割率	10.62%	12.81%	0.00%	0.00%	0.00%
均等割額	10,600 円	10,600 円	9,100 円	11,000 円	11,000 円
平等割額	7,300 円	6,500 円	4,700 円	5,700 円	5,700 円
賦課保険料	172,095,700 円	156,330,400 円	108,122,300 円	116,861,500 円	117,546,300 円

<全体分>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一世帯当保険料	178,625 円	176,429 円	152,267 円	159,764 円	156,012 円
一人当保険料	106,992 円	107,565 円	94,561 円	101,019 円	99,815 円

議第 2 号 中津川市国民健康保険条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金の支給を、また、感染拡大に伴う影響により一定程度の収入減少が見込まれる世帯に対する保険料の減免や納付猶予を行なえるよう条例の整備を行います。

① 傷病手当金の支給に関する改正（令和 2 年 4 月 21 日専決）

概 要	<p>■改正の背景と理由</p> <p>国内の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国が緊急的、特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用について財政支援をすることを踏まえ、被保険者等に対する傷病手当金を支給するため、改正する。</p> <p>■改正の内容</p> <p>傷病手当金の支給対象者、支給要件、支給額、適用期間を定めるため、条例を制定する。</p> <p>支給対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p> <p>支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日</p> <p>支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 支給対象となる日数</p> <p>適用期間 令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）※国内の感染状況等により延長の可能性がある。</p> <p>■市民への影響</p> <p>労働者が感染した場合や疑われる場合に休みやすい環境を整備することにより、感染拡大をできる限り防止することができる。</p> <p>■施行期日</p> <p>公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。</p>
-----	---

② 保険料の減免・徴収猶予に関する改正

(令和2年第3回中津川市議会(定例会)に議案を上程し審議中)

概 要	<p>■改正の背景と理由</p> <p>国が緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免に対する財政支援をすることを踏まえ、被保険者に対する保険料の減免等をするため、改正する。</p> <p>■改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none">1. 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料を減免する。2. 徴収猶予の適用期間「3か月以内」を「6か月以内」に延長する。 <p>■市民への影響</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対して、保険料負担が軽減される。</p> <p>■施行期日</p> <p>公布の日(令和2年2月1日から適用する。)</p>
-----	---

新型コロナウイルス感染症の影響により

国民健康保険料の減免対象となる世帯及び減免額

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は国民健康保険料が減免となります

【保険料の減免対象となる世帯】

- ① **新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯** ⇒ **保険料を全額免除**
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯** ⇒ **保険料の一部を減額**

〔保険料が一部減額される具体的な要件〕

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

【保険料の減免額】

減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合：全部（10分の10）
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

中津川市における社会保障の安定を目指して

～中津川市特定健康診査の取り組み状況より～

3 糖尿病性腎症重症化予防の取組

(1) 中津川市糖尿病患者数 (40～74歳)

KDB 5月分

総数	H27		H31		糖尿病				人工透析			
	被保険者数 A	一ヶ月の レセ件数 B	被保険者数 A'	一ヶ月の レセ件数 B'	H27		H31		H27		H31	
					人数 C	割合 (C/A)	人数 C'	割合 (C'/A')	人数 E	割合 (E/C)	人数 E'	割合 (E'/C')
40歳代	1,589	631	1,279	555	51	3.2%	47	3.7%	1	2.0%	1	2.1%
50歳代	2,099	1,135	1,596	954	186	8.9%	183	11.5%	4	2.2%	2	1.1%
60-64歳	2,691	1,782	1,716	1,254	370	13.7%	237	13.8%	12	3.2%	9	3.8%
65-69歳	4,427	3,650	3,805	3,152	839	19.0%	731	19.2%	13	1.5%	13	1.8%
70-74歳	4,008	4,040	4,254	4,316	930	23.2%	1,042	24.5%	2	0.2%	11	1.1%
合計	14,814	11,238	12,650	10,231	2376	16.0%	2,240	17.7%	32	1.3%	36	1.6%

1 保険者努力支援制度の状況

(1) 評価指標の一部

H31年度評価指標 (H30年度実施状況)		満点	中津川市	岐阜県	国
特定健診受診率 (H28実績)		50	0		
①	特定保健指導実施率 (H28実績)	50	50	47.4	43.0
メタボ該当者・予備群の減少率		50	25		
③	糖尿病等重症化予防の取組	100	100	98.2	85.0
②	がん検診受診率 (H28実績)	30	0	29.8	27.6
歯周疾患 (病) 検診実施状況		25	25		
④	個人への分かりやすい情報提供	20	20	82.0	66.4
個人のインセンティブ提供		70	70		
⑤	重複服薬者に対する取組	50	50	45.2	39.9
⑥	後発医薬品の促進の取組	35	35	61.6	60.6
後発医薬費の使用割合 (H29実績)		100	0		
固	② データヘルス計画の取組	50	50	48.4	44.8
有	④ 地域包括ケアの推進	25	25	18.2	13.2

令和2年度

満点	全体に対する割合
995点	
70	7.0%
70	7.0%
50	5.0%
120	12.0%
40	4.0%
30	3.0%
20	2.0%
90	9.0%
50	5.0%
130	13.0%
40	4.0%
25	2.5%

(2) 平成31年度の糖尿病重症化予防プログラムの取組み状況

① 医療機関→健康医療課への紹介

*対象者：糖尿病治療中のコントロール不良者

医療機関から新規にご紹介いただいた
8名 (国保以外も含む) に対し、糖尿病連携手帳を活用し、栄養指導させていただきました。

② 健康医療課→医療機関への紹介

*対象者：当該年または過去3年程度の特定健診において治療に結びついていないHbA1c6.5%以上の者

対象者	
① 医療機関未受診者 (179人)	182人
② 治療中断者 (3人)	

保健指導内容		保健指導率 89.0%
対面実施 (訪問等)	119人	
電話	7人	
郵送 (資料添付)	36人	
未介入	20人	

1人に対しかかる医療費
1ヵ月約40万円
年間約400万円

厚生労働省 糖尿病重症化予防資料

医療機関受診者	
139人	85.3%
医療機関未受診者	
24人	14.7%

(3) リスク減少の評価

* H30年度受診者HbA1c6.5%以上未治療者の平成31年度の変化

平成30年度	人数	平成31年度の健診結果を確認					
		継続受診者 250人 75.5%				健診未受診 (中断) 75歳到達者	
HbA1c6.5%以上	331人	6.4以下	6.5-6.9	7.0-7.9	8.0-8.9	81	15
		50	96	78	26	81	15
		15.1%	29.0%	23.6%	7.9%	24.5%	4.5%
6.5-6.9	179	39	73	25	4	38	8
		21.8%	40.8%	14.0%	2.2%	21.2%	4.5%
7.0-7.9	113	7	21	46	11	28	4
		6.2%	18.6%	40.7%	9.7%	24.8%	3.5%
8.0以上	39	4	2	7	11	15	3
		10.3%	5.1%	17.9%	28.2%	38.5%	7.7%

「変化のなかった130人」
● 0.1以上の改善 41人 (12.4%)
● 0.1以上の悪化 67人 (20.2%)

(4) 岐阜県医師会、恵那医師会の糖尿病重症化予防の取組

- 「各地区の糖尿病性腎症重症化予防プログラム連携会議」 2月
- 「中津川・恵那地域糖尿病性腎症重症化予防プログラム連携会議」 3回/年
- 糖尿病専門医をはじめ、多職種で糖尿病重症化予防について検討しています。
- R2年4月から糖尿病連携手帳が改正されます。手帳を通じて重症化予防を継続させていただきます。

(2) 実績

	H31年度 (H30年度採点分)
交付内定額	29,851千円
獲得合計点 (体制構築加点含)	573点/920点
1人当たり交付額	1,849円
1点当りの金額	52,096円
全国順位	737/1,741位
都道府県内順位	23/42位

(3) 特定健診受診率

	中津川市	岐阜県
H29	37.6%	38.4%
H30	37.5%	39.6%
H31	42.8%	40.4%
H31年度順位	9位/21市	-

法定報告値 (※H31はR2.6時点報告値)
* H30順位：12位

2 平成31年度情報提供事業実績

<事業概要>
受診率向上を目的とした国保連の事業として、平成31年から実施。本人同意の上、治療で実施した血液検査等の結果を提供いただき、治療中の方の生活習慣病対策等の基礎資料として活用し、併せて特定健診の受診率にも反映させるもの。

【実施期間】 令和元年10月～令和2年2月

【提供する検査結果の実施日】 平成31年4月1日～令和2年2月末

(1) 情報提供事業の実績

受診者数		11月	12月	1月	2月
H31年度	月計	189	86	66	30
	累計	189	275	341	371

* 受診率3%以上の増加